

貧困・生活再建問題に関する

市民懇談会（仮称）

平成24年 **4**月**3**日（火）
午後6時30分～（入場無料）

貧困問題の解決へ向けて—

「貧困の現実をよくわかった。その原因もなんとなくわかってきた。つぎは、どうやって貧困を解決するか。
どうやって貧困をなくしていくか。」

「それは誰かが解決してくれる問題ではなくて、私たち市民ひとりひとりが変えていかなければならない問題。」

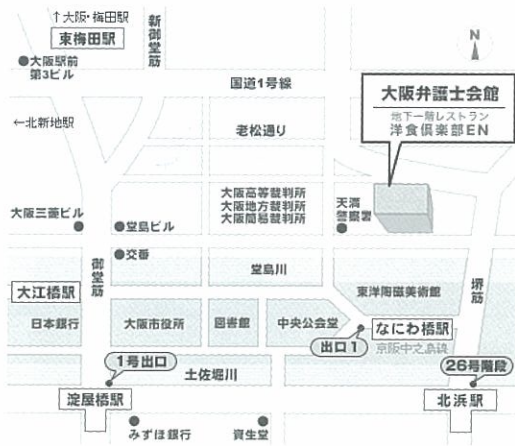
貧困問題の解決のために、市民の皆さんと大阪弁護士会とが協力し、具体的に何ができるのかを考え、発信し、
行動することを目的に「貧困・生活再建問題に関する市民懇談会（仮称）」を企画しました。

この懇談会を通じて、以下の実現を目指します。

- ① 大阪における貧困の実情・実態についての調査・分析・発信
- ② 貧困の解消・生活の再建に向けたアクション・プランの策定

貧困問題の解決に関心がある
市民の皆さんなら、どなたでも
ご参加いただけます。

（裏面の参加申込書でお申込ください）



【交通手段】

- ・京阪中之島線「なにわ橋駅」下車 出口(1)から徒歩約5分
- ・地下鉄・京阪本線「淀屋橋駅」下車 1号出口から徒歩約10分
- ・地下鉄・京阪本線「北浜駅」下車 26号階段から徒歩約7分
- ・JR東西線「北新地駅」下車 徒歩約15分

----- (送信先 FAX : 06-6364-7477) -----

4月3日 貧困・生活再建問題に関する市民懇談会（仮称）に 参加します。

ご所属	貴名
ご連絡先 (TEL)	

- ※ ご提供いただいた個人情報は、大阪弁護士会のプライバシーポリシーに従い厳重に管理し、本懇談会の実施についてのみ使用いたします。
- ※ 参加人数の定数に達した場合は、上記ご連絡先にご連絡することがございますので予めご了承ください(定数に達していない場合は、ご連絡することはありません。)

○ご意見、ご質問など、ご自由にお書きください。

【お問合せ先】大阪弁護士会委員会部人権課 TEL : 06-6364-1227